

産業文化センター条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 89 号）附則第 2 項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

表 1 に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）

表 1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 279,800	円 303,900	円 381,200	円 506,800	円 685,100	円 887,600	1 付加使用料 入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額 2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合にあっては、1kwhまでごとに30円 (2) 暖房料 暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
			1階のみ使用	229,500	249,200	312,600	415,600	561,800	727,900	
		その他の日	1階及び2階を使用	232,700	253,300	326,700	421,600	570,500	739,200	
			1階のみ使用	190,900	207,800	267,900	345,800	467,900	606,200	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日		79,600	86,900	108,600	144,900	195,300	253,300	
		その他の日		66,300	72,400	90,500	120,600	162,700	211,000	
附属展示場		土曜日及び休日		52,300	58,400	72,600	97,600	130,900	170,200	
		その他の日		44,000	48,800	60,800	80,900	109,500	141,700	
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		23,800	25,500	32,200	42,800	57,600	75,000	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		19,600	21,400	26,800	35,600	48,200	62,400	
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		10,800	11,800	14,700	19,600	26,500	34,300	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		9,200	9,800	12,400	16,400	22,200	28,800	

備考 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 4 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 5 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 6 連続する3日以上期間、アリーナを使用する場合（備考7の場合に該当する場合を除く。）にあっては、3日目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
- 7 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものにおける普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
  - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
  - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- 8 この表により算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを100円とする。

2 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）

区 分	9時から13時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
主催者事務室	円 1,070	円 1,190	円 1,550	円 2,010	円 2,740	円 3,570
第1主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570
第2主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570
第3主催者控室	3,330	3,570	4,520	6,080	8,090	10,600
第4主催者控室	360	460	600	710	1,070	1,310
第1ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330
第2ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330
第1シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430
第2シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430
特別室	1時間までごとに2,360円					

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における、主催者事務室の利用料金は、無料とする。
- 3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものにおける利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
  - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
  - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区 分		9時から13時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
催事 場	A会議室	円 7,260	円 7,980	円 9,880	円 13,210	円 17,860	円 23,100
	B会議室	4,410	4,770	5,960	7,980	10,710	13,940
	C会議室	970	970	1,310	1,660	2,250	2,970
会議 場	特別会議室	35,590	38,830	48,530	64,710	87,360	113,240
	第1会議室	5,980	6,530	8,150	10,870	14,680	19,020
	第2会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
	第3会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
	第4会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
	第5会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590
	第6会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380
	第7会議室	8,970	9,790	12,230	16,290	22,010	28,530
	第8会議室	15,960	17,400	21,760	29,010	39,180	50,770
	第9会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170
	第10会議室	17,940	19,570	24,470	32,630	44,060	57,110
特別室	1時間までごとに2,360円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における利用料金の額は、この表に掲げる利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
舞 台 設 備	せり上げ舞台	1式	円 11,890	
	演台	1卓	530	花台を含む。
	舞台用幕	1式	5,950	
音 響 設 備	放送設備	1式	3,800	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイククロホン1本付き
	演奏ワゴン	1式	2,150	
	レコードプレーヤー	1台	900	

催事  
場

照明 設備	コンパクトディスクプレーヤー	1台	900		
	ミニディスクプレーヤー	1台	900		
	カセットテープレコーダー	1台	900		
	デジタルテープレコーダー	1台	900		
	はね返りスピーカー	1組	650		
	マイクロホン	1本	530		
	携帯用拡声器	1式	710		
	フットライト	1列	650		
	アッパーホリゾンライト	1列	1,020		
	ロアホリゾンライト	1列	530		
	ボーダーライト	1列	820		
	サスペンションライト	1列	1,020		
	シーリングライト	1列	1,600		
	シーリングライト (リング上)	1列	820		
	スタンド式ライト	1組	260		
	クセノンピンスポットライト	1台	5,570		
	映像 設備	ビデオセット	1式	890	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	890	
	スポ ーツ 用具 等	テニス用具	1式	600	ボール及びラケットを除く。
バレーボール用具		1式	600	ボールを除く。	
バドミントン用具		1式	380	シャトルコック及びラケットを除く。	
バスケットボール用具		1式	1,900	ボールを除く。	
卓球用具		1式	760	ボール及びラケットを除く。	
ハンドボール用具		1式	580	ボールを除く。	
電光表示盤		1式	5,330	2面1式	
その 他	ピアノ	1台	4,050		
音響 設備	マイクロホン	1本	530		
	無線式音声受信機	1台	80		
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	900		
	カセットテープレコーダー	1台	900		
照明 設備	ピンスポットライト	1台	1,400		
映像 設備	ビデオプロジェクター200インチ	1台	5,440		
	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,720	固定式	
	ビデオプロジェクター100インチ	1台	3,720	移動式	
	16mm映写機	1台	2,340		
	スライド映写機	1台	2,320	固定式	
	スライド映写機	1台	1,450	移動式	

会議 場	カラーテレビ37型	1台	1,740	
	モニターテレビ	1組	1,860	4台卓組込み
	VHSビデオデッキ1	1台	910	
	VHSビデオデッキ2	1台	430	
	βビデオデッキ	1台	490	
	コンパクトビデオデッキ	1台	740	
	教材提示装置	1台	1,090	
	レーザーディスクプレーヤー	1台	440	
	カラーテレビカメラ	1台	1,690	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,330	
その他	レーザーポケットマーカ	1台	130	
	ポータブルステージ	1台	420	

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものと  
する。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。